

【2011 年 2 月 24 日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン／別刊第 27 号 ■

「雇用調整助成金」、「中小企業緊急雇用安定助成金」、「労働移動支援助成金」
の助成額を平成 23 年 4 月 1 日から見直す予定です

厚生労働省では、「雇用調整助成金」、「中小企業緊急雇用安定助成金」、「労働移動支援助成金」について、平成 23 年 4 月 1 日以降の助成額の見直しを予定しています。支給申請をお考えの方は内容をご確認の上、申請してください。

※このお知らせの内容は、平成 23 年度予算案が国会で成立した場合に、正式決定となります。

■雇用調整助成金、中小企業緊急雇用安定助成金

○制度の概要

景気の変動や産業構造の変化などに伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員に対し、休業や出向をさせたり、教育訓練を行った場合に、休業手当や賃金、教育訓練費の一部を助成する制度です。

○改定内容

教育訓練のうち、事業所内訓練（※）を実施した場合に加算される教育訓練費（対象従業員 1 人 1 日当たりの支給額）を、平成 23 年 4 月 1 日以降の支給申請分から引き下げる予定です。（事業所外訓練に対する支給額は現行通り）

	【現行】		【改定後】
・ 大企業（雇用調整助成金）	4,000 円	→	2,000 円
・ 中小企業（中小企業緊急雇用安定助成金）	6,000 円	→	3,000 円

※通常の生産活動と区別して、受講する従業員の所定労働時間の全日または半日（3 時間以上）にわたり行われる、事業主自ら行う訓練

☆詳しくは、下記サイトをご覧ください、最寄りのハローワークまたは都道府県労働局にお問い合わせください。

【報道発表資料】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000109ri.html>

【助成制度について】

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/a-top.html>

■労働移動支援助成金

○制度の概要

事業規模の縮小などに伴い離職を余儀なくされる従業員や、近く定年で離職予定の従業員の再就職を支援する制度です。

(1) 求職活動等支援給付金

離職を余儀なくされる従業員に求職活動などのための休暇を与え、休暇日に通常の賃金以上の額を支払った事業主に対して助成します。

(2) 再就職支援給付金

民間の職業紹介事業者に委託し、離職を余儀なくされる従業員の再就職を早期に実現させた事業主に対して、委託に掛かった費用の一部を助成します。

○改定内容

(1) 求職活動等支援給付金

平成 23 年 4 月 1 日以降に支給申請があったものから支給額を改定します。

	【現行】		【改定後】
大企業、中小企業ともに	7,000 円	→	中小企業 7,000 円
			大企業 4,000 円※

(2) 再就職支援給付金

平成 23 年 4 月 1 日以降に支給申請があったものから支給額を改定します。

	【現行】		【改定後】
中小企業	掛かった費用の 1/2 (最大 30 万円)	→	1/2 (最大 40 万円)
大企業	掛かった費用の 1/3 (最大 20 万円)	→	廃止※

※平成 23 年 3 月 31 日までに離職した対象従業員については、大企業は 4 月 1 日

以降も現行制度通り、支給申請が可能です。

☆詳しくは、下記サイトをご覧ください、最寄りのハローワークまたは都道府県労働局にお問い合わせください。

【助成制度について】

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/a02-2.html>

-
- ★配信停止の手続き <https://krs.bz/roumu/m?f=8>
 - ★バックナンバー <http://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>
 - ★登録に関するお問い合わせ <https://krs.bz/roumu/m?f=11>
 - ★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」へリンク） <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>
 - ★注意事項についてはこちらをご覧ください。
<http://merumaga.mhlw.go.jp/>
 - ★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用しています。
 - 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の方が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
 - 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
 - 携帯メールなどには対応しておりません。
 - 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
 - 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより引用、転載、複製を行うことができます。
-